

最大1万円補助

《令和8年度》

“セミナー等受講者に受講料の一部を補助します！！”

事業主・専従者・従業員の資質向上の為、下記のとおりセミナー・講習会等の受講を支援します。

記

内 容

商工会会員事業所が行う事業主・専従者・従業員の資質向上の為のセミナー・講習会等の受講を支援し、その一部を補助することにより会員事業所の事業発展に寄与することを目的としています。

対象事業者・対象者

南あわじ市商工会会員事業所で事業主・専従者・従業員が当該事業所の事業発展の為のセミナー・講習会等を受講した場合。（但し、受講先、また内容によっては、詳細をお聞きし判断させていただきます。）インターネット申込等の場合であっても、申込時の内容や受講内容の詳細、支払い状況がわかる書類の準備をお願いいたします。

なお、検定料・宿泊料・食事代・交通費は、含まれません。

補助率・限度額

補助金の額は、受講者1人当たりの受講料の2分の1以内とし、補助金の最高限度額は、1会員企業あたり年間1万円を限度とします。但し、他の補助制度との併用の場合は、個人負担分の受講料を対象とします。

申請書の提出・期限・交付決定

補助金交付申請書等・講習会案内文書の写し・領収証の写しを南あわじ市商工会へ提出して下さい。令和8年6月1日から受付し、予算額に達した時点で締め切ります。

【申請最終〆切は、令和9年2月28日です。】 ※受講期間 2月28日まで可能とする。提出された書類は内容を審査し決定します。

（補助金交付申請書等は商工会窓口にあります。）

受講対象期間

R8年度は、令和8年4月1日～令和9年2月28日の期間に受講、支払いしたものに限ります。

※R9.3.1～3.31に受講する分は、翌年R9年度の受講対応になります

お申込・お問い合わせ先

〒656-0474

兵庫県南あわじ市市市299-2

南あわじ市商工会

TEL 42-4721

FAX 42-4689